

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 公金の徴収の事務を委託した件 四六
- 地籍調査の成果について認証した件 四七
- 県営土地改良事業計画を変更した件 四七
- 道路の区域を変更する件 四六
- 道路の供用を開始する件三件 四七
- 公 告
- 一般競争入札を行う件 四九
- 福島県教育委員会教育長 落札者を決定した件 四四
- 福島県選挙管理委員会 不在者投票のできる施設の変更した旨届出があった件 四四
- 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件 四二

## 告 示

### 福島県告示第五百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を平成二十九年六月二十日次のとおり委託した。

平成二十九年八月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県母子父子寡婦福祉資金償還金の未収金の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
1 名称 ジェーピーエヌ債権回収株式会社  
2 所在地 埼玉県朝霞市東弁財一丁目二番十六号

三 徴収の事務を委託する期間  
平成二十九年六月二十日から平成三十年三月三十一日まで

（児童家庭課）

### 福島県告示第五百四十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十九年八月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 調査を行った者の名称  
国見町

二 成果の名称  
国見町大字徳江及び西大枝の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

### 福島県告示第五百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、倉橋地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間  
平成二十九年八月九日から  
月二十八日まで（二十日間）

同

三 縦覧の場所  
下郷町役場

（農村計画課）

### 福島県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所まで平成二十九年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前	変更後	敷地の幅員	延 長

県道須賀川二本松線	須賀川市大町三〇〇番地先から	変更前	一六・〇〇 二四・〇〇	四〇三・五
	同 市本町三番一地先まで	変更後	一六・〇〇 二二・〇〇	四〇三・五
		の別	(メートル)	(メートル)

福島県告示第五百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

県道須賀川二本松線	須賀川市大町三〇〇番地先から	平成二十九年八月八日
	同 市本町三番一地先まで	

福島県告示第五百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

県道相馬新地線	相馬市中野字寺前一三六番地先から	平成二十九年八月一〇日
	同 市中村字砂子田一四五番一地先まで	

福島県告示第五百五十四号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十九年八月八日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

県道原町川俣線	相馬郡飯館村深谷字深谷前二四番一地先から	平成二十九年八月一二日
	同 郡同 村深谷字原前三八番三三番一地先まで	

(道路計画課)

公 告

**公告第172号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年8月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコン（県立学校用） 2,038台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年1月19日（金）
- (4) 納入場所 福島高等学校ほか

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年9月7日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において平成29年8月8日（火）から同年9月7日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年8月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年8月24日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課入札室
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年9月28日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課入札室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月27日（水）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

**8 入札の無効**

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

**9 その他**

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal Computer (for Prefectural High School) 2,038 units
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 28 September 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 27 September 2017
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第 8 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成29年度全国高校総体福島市会場仮設空調設備の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年 8 月 8 日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
平成29年度全国高校総体福島市会場仮設空調設備 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地  
福島県教育庁健康教育課全国高校総体推進室 福島県福島市中町8番2号（自治会館3階）
- 3 落札者を決定した日  
平成29年 6 月 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社デザインアーク 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目1番29号
- 5 落札金額  
31,968,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年 4 月 21日

（健康教育課全国高校総体推進室）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十一号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。  
平成二十九年八月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

変更前	変更後	変更年月日
財団法人慈山会医学研究所付属坪井病院	一般財団法人慈山会医学研究所付属坪井病院	平成二六年四月一日
財団法人湯浅報恩会寿泉堂綜合病院	公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂綜合病院	平成二五年四月一日
財団法人寿泉堂香久山病院	公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂香久山病院	平成二五年四月一日
財団法人太田綜合病院附屬太田西ノ内病院	一般財団法人太田綜合病院附屬太田西ノ内病院	平成二六年四月一日
財団法人太田綜合病院附屬太田熱海病院	一般財団法人太田綜合病院附屬太田熱海病院	平成二五年四月一日
寿泉堂松南病院	医療法人為進会寿泉堂松南病院	平成二九年七月一八日
財団法人脳神経疾患研究所介護老人保健施設ゴールドメディア	一般財団法人脳神経疾患研究所介護老人保健施設ゴールドメディア	平成二四年一〇月一日
あさかホスピタル併設介護老人保健施設啓寿園	医療法人安積保養園併設介護老人保健施設啓寿園	平成二九年七月一八日

財団法人星総合病院介護老人保健施設オリオン	公益財団法人星総合病院介護老人保健施設オリオン	平成二四年二月二日
社会福祉法人南東北福祉事業団身体障害者療護施設南東北さくら館	社会福祉法人南東北福祉事業団障がい者支援施設南東北さくら館	平成二二年四月一日

**福島県選挙管理委員会告示第五十二号**

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十九年八月八日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

変更前 医療法人慈繁会付属土屋病院 郡山市七ッ池町二六番一九号	変更後 医療法人慈繁会付属土屋病院 郡山市字山崎七六番一	変更年月日 平成二八年四月一日
---------------------------------------	------------------------------------	--------------------